

# かいご ほけんりょう おさ 介護保険料を納めましょう！

～ あとになってこま困らないために ～

- 介護保険料については、65歳以上の方は、医療保険料とは別に、納付していただく必要があります。

※40歳から64歳までの方は、加入している医療保険の保険料と合わせて徴収ちようしゅうされています。

- 老齢・退職年金、障がい年金、遺族年金（老齢福祉年金は除く）を年額18万円以上受給されておられる方については、年金から保険料が徴収ちようしゅう（特別徴収とくべつちようしゅう）されます。

※何らかの事情により、年金からの徴収が一旦止まった場合や、新たに65歳になられた場合は、年金からの徴収が開始されるまでに6ヵ月以上かかりますので、その間は、納付書もしくは口座振替により納付していただく必要があります。

- 特別なご事情なく保険料の滞納たいのう（納め忘れ）を続けられた場合は、法の定めにより、財産を調査し、差し押さえすることになります。また、介護サービスを利用される際に、自己負担が大きくなります（裏面）ので、ご注意ください。



〒533-8501

大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号

東淀川区 保健福祉課（介護保険）

窓口：東淀川区役所2階29番

電話：(06) 4809-9859

裏面もご覧ください

# 介護保険料を滞納すると…

1年以上の滞納（納め忘れ）があると、介護サービス利用料の支払方法が変更されるなど、介護サービスを利用するときの自己負担が大きくなります。介護保険料の納め忘れにはご注意ください！

## 保険料を1年以上滞納した場合

☆1年以上滞納すると、介護サービス利用料をいったん全額自己負担（10割支払）し、その後、大阪市に9～7割分を請求する「償還払い」に、支払方法が変更されます。

今までは、保険で1割負担だったのに、全額払うようになるの!?

※保険分(9割分)の返金には後日申請が必要です。



☆1年6か月以上滞納すると、「保険給付の支払一時差止」になり、差止めした保険給付金から滞納保険料相当分を控除することもあります。

## 保険料を2年以上滞納した場合

☆一定期間、介護サービス利用料の自己負担の割合（通常1～3割）が、3～4割に引き上げられます。

1割負担だったのが3割負担に…



☆一定の負担額を超えた場合の払い戻し（※1）や、施設等での食費・居住費（滞在費）の負担軽減（※2）が受けられなくなります。

（※1）高額介護（介護予防）サービス費支給 （※2）特定入所者介護サービス費支給

ご注意ください!! 納付期限を2年以上過ぎた保険料は、時効となり、さかのぼって納めることができなくなります。（措置が確定します）